

特定小売商業施設の基準店舗面積(案)に対する意見と対応

No.	市町村	該当項目	意見の内容	対応
1	県民 (福島市)	見直し(案)	<p>現行6,000㎡を見直し案8,000㎡とすることについて異議があります。面積の緩和、つまり大型店舗の抑制する枠を広げることについては、地域の商業ばかりでなく、買い物弱者の利便性の更なる悪化を生み出すものと考えます。地域生活の「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」主旨に反します。むしろ小型でも各地域に複数立地できる店舗が望まれると考えます。</p>	<p>基準店舗面積を8,000㎡に見直した場合も、特定小売商業施設については、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の考え方に基づき、郊外への立地抑制と中心部への立地誘導を基本とし、引き続き適正な配置を図っていく考えです。</p> <p>また、基準店舗面積の見直しと同時に、基本方針においては、地域における小売商業施設の維持などを通して買い物困難者対策に取り組む必要性についても今回の見直しで盛り込んでおり、今後も市町村と連携しながら買い物困難者に係る施策に取り組んでいく考えです。</p> <p>見直し案は、原案の通りとします。</p>
2	団体 (福島市)	見直し(案)	<p>新たに進出する小売商業施設の面積規制に関しては、現行6,000㎡を維持すべきと考えます。2,000㎡の上乗せは、現行よりもさらに集客力を増した店舗の郊外での展開が可能となり、既存中心市街地の空洞化にさらに拍車がかかりかねません。</p> <p>現在の基準でも、新たに幹線道路が開設されると、その道路周辺に、全国展開のスーパーや飲食店などのチェーン店が立ち並び、結果として中心市街地での客離れ、空洞化が進行している現状です。福島市の場合、西道路の開通、大森・黒岩間の道路の新設などがそのいい例です。結果として駅前周辺の既存の商店街の空洞化が進行しておりますし、松川、飯坂、瀬上など郊外の地域での商店の減少を招いております。</p> <p>いま必要なのは、面積の見直しではなく、新たな幹線道路の開通の際に、新たな商業施設の設置そのものを「規制」する施策、条例等が必要ではないでしょうか。郊外への店舗の新設、結果としての旧市街地での既存商店の減少は、「歩いてくらせるコンパクトなまち」にはほど遠いものとなってしまいます。</p> <p>立地調整の対象となる基準店舗面積は現行面積6,000㎡を維持するとともに、新たな道路の開設にともなう市街化区域への編入地域における、商業施設の新設を規制する条例への見直しを求めます。</p>	<p>今後も、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の考え方に基づき、特定小売商業施設の郊外立地の抑制と中心市街地をはじめとしたまちなかへの誘導を基本とした適正配置の実現に取り組むと同時に、商店街等の商業振興の施策の実施により、総合的に商業まちづくりを推進していく考えです。</p> <p>見直し案は、原案の通りとします。</p>

No.	市町村	該当項目	意見の内容	対応
3	県民 (福島市)	見直しの理由等	<p>「①町村部や若い世代の買い物環境の満足度が比較的低い」の判断に至った基本考察の元になった「商業まちづくりに関するアンケート」のデータはないのですか。結論付ける根拠の調査データの判断は適正なのか不明です。</p>	<p>平成30年度に実施した「商業まちづくりに関するアンケート」では、県民2,500名を対象に郵送によるアンケート調査を実施しました。</p> <p>調査では、「現在の買い物環境(日常生活の買い物の場)に満足しているか。」という質問をしており、市部と町村部でその結果を比較すると、市部の75.5%、町村部の63.4%が満足傾向となっており、町村部の方が1割以上満足傾向が低いという結果が出ています。</p> <p>また、年齢別に満足傾向を見ると、20代が66.0%、30代が61.3%となっており、40代(73.4%)や60代(75.5%)と比較すると低いことがわかっています。</p> <p>アンケート結果の詳細については、以下のホームページを御参照ください。</p> <p>【県商業まちづくり課ホームページ】 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021d/machidukuri-ankeito.html</p>